

『指定介護予防サービス』重要事項説明書（三者契約）

～介護予防短期入所生活介護～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第3671000010号)

当事業所は利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 緊急時の対応方法について	7
6. 事故発生時の対応について	7
7. 苦情の受付について	7
8. 個人情報について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 勝寿会
(2) 法人所在地 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
(3) 電話番号 0885-42-3700
(4) 代表者氏名 理事長 庄野 光昭
(5) 設立年月日 平成3年3月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
指定短期入所生活介護事業所
※当事業所は特別養護老人ホーム喜楽苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所名称及び所在地
特別養護老人ホーム喜楽苑
徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13番地の1
- (4) 電話番号 0885-42-3700
(5) 事業所長（管理者）氏名 施設長 岸 敏子
- (6) 当事業所の運営方針
1. 最新の介護知識と介護技術を活用し、提供するサービスは、社会公共性をベースに公正な立場から利用者の尊厳を守り、地域社会から厚い信頼を受けられるよう努める。
2. 人材の育成に力点を置き、積極的な姿勢で研修に参加し資質の向上に努める。
3. 健全かつ活力ある経営に努め、財政基盤の安定化を図る。
4. 施設の和はもとより地域社会活動にも積極的に参加し、地域社会の人々と正しい人間関係を樹立できるよう努める。
- (7) 開設（サービス開始）年月日
短期入所生活介護 平成 4年4月1日
- (8) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
【訪問介護】 平成24年6月 1日指定 徳島県第3671000085号
【通所介護】 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
平成24年1月 1日指定 徳島県第3671000085号
【訪問入浴介護】 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
【介護老人福祉施設】 平成12年3月17日指定 徳島県第3671000010号
【居宅介護支援事業】 平成24年6月 1日指定 徳島県第3671000085号
【配食サービス】

(9) 通常の事業の実施地域 勝浦郡、徳島市、小松島市、阿南市

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月から金 8：30～17：30
サービス提供時間	毎日 24時間
送迎対応時間	8：30～17：30

(11) 利用定員

26人

(12) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室の種類をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	16室	トイレ居室内
2人部屋	1室	トイレ居室内
4人部屋	2室	トイレ居室外
合 計	19室	
食 堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 肋木、滑車、平行棒 ホットパック、按摩機

居室・設備の種類	室 数	備 考
浴 室	3 室	個浴・特殊浴槽・車椅子入浴装置
医 務 室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、併設施設としての指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(施設長)	1名	1名
2. 介護職員(兼)	26名以上	26名(従来型含む)
3. 生活相談員(兼)	1名以上	1名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名
6. 介護支援専門員(兼)	1名以上	
7. 医師(兼)	0. 1名以上	必要数
8. 管理栄養士(兼)	1名以上	1

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務態勢
1. 医師	毎週月・金曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における 最低配置人員 早朝 7:00～16:00 4名 日中 9:00～18:00 4名 遅出12:00～21:00 4名 夜間16:30～ 9:00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における 最低配置人員 早朝 7:00～16:00 1名 日中 8:30～17:30 1名 遅出10:00～19:00 1名
4. 機能訓練 指導員	月～金曜日 8:30～17:30

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
また、それぞれのサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。(料金については、別紙1料金表を参照)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)*

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常7～9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています(食事時間)

- ・朝食 8:00～9:00
- ・昼食 12:00～13:00
- ・夕食 18:00～19:00

②入浴

・入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他介護給付サービス加算(契約書第4条参照)*

加算の種類	加算の要件
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等配置した場合(1日につき)
看護体制加算(Ⅲ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1日につき)
看護体制加算(Ⅳ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1日につき)
医療連携強化加算	利用者の急変等に帯する看護職員による定期的な巡視や取り決めを行っている場合
夜勤職員配置加算Ⅰ	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合(1日につき)
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要な時に送迎を行った場合(片道につき)
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない短期入所を、緊急に行った場合(7日を限度)
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合(1日につき)

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）
長期（契約）利用者	利用者が連続して30日を超えて生活介護を行った場合は、1日につき30単位を減算する。
生産性向上推進加算（Ⅱ）	質の確保、負担軽減方策検討会議、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動。1つ以上の見守り機器等の導入。業務改善の取り組み効果データを1年以内に1回提供（オンライン）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員特定処遇改善計画書を作成し職員に対して計画内容の周知を行った上で徳島県に提出した場合※（注3）

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

② 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

③レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費。以下「食費」という。）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

⑥居住に要する費用（光熱水費及び室料建物設備等の減価償却費等）以下「居住費」という。

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 指定する金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・JA東とくしま・阿波銀行・徳島大正銀行

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	実費

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 緊急時の対応方法について

事業者は、利用者の病状の急変など緊急の事態が発生した場合、医師やご家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

6. 事故発生時の対応について

事業者は、サービスの提供に際して事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に早急に連絡を行うと共に、その他適切な処置を迅速に行います。

7. 苦情の受付について（契約書第25条）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 伊藤 雅之
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 電話番号 0885-42-3700

また、苦情受付ボックスを特別養護老人ホーム喜楽苑に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

勝浦町役場 介護保険担当課	所在地 〒771-4305 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 電話番号 0885-42-1502 受付時間 9：00～17：00
上勝町役場 介護保険担当課	所在地 〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 電話番号 0885-46-0323 受付時間 9：00～17：00
徳島市役所 介護保険担当課	所在地 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2-5 電話番号 088-621-5111 受付時間 9：00～17：00

小松島市役所 介護保険担当課	所在地 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 電話番号 0885-32-2111 受付時間 9:00~17:00
阿南市役所 介護保険担当課	所在地 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話番号 0884-22-1111 受付時間 9:00~17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 〒771-0135 徳島市川内町平石字若松78-1 電話番号 088-665-7205 受付時間 9:00~17:00
その他	所在地 電話番号 受付時間

8. 個人情報について (契約書第12条)

他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者及び利用者等の個人情報を用いることがあります。

個人情報等の使用に 同意します ・ 同意しません

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム喜楽苑

説明者職名 生活相談員

氏名 伊藤 雅之 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所

氏名

利用者住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
(2) 建物の延べ床面積 5434.40㎡
(3) 事業所の周辺環境
田園地帯の静かな場所にあり、勝浦町立勝浦病院に隣接しています。
交通手段：徳島市（県庁）より車で30分。
徳島バス勝浦線 勝浦病院前バス停下車徒歩3分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員** …利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員** …利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員** …主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護介助等も行います。
2名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員** …利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置してします。
- 医師** …利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。2名の
嘱託医師を配置してします。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1)利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」(以下「ケアプラン」という。)がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所介護計画」(以下「個別サービス計画」という。)に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

①当事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が個別にサービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。

②その担当者は個別サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明同意を得たうえで決定します。

③ 個別サービス計画は、ケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

④ 個別サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2)利用者に係るケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

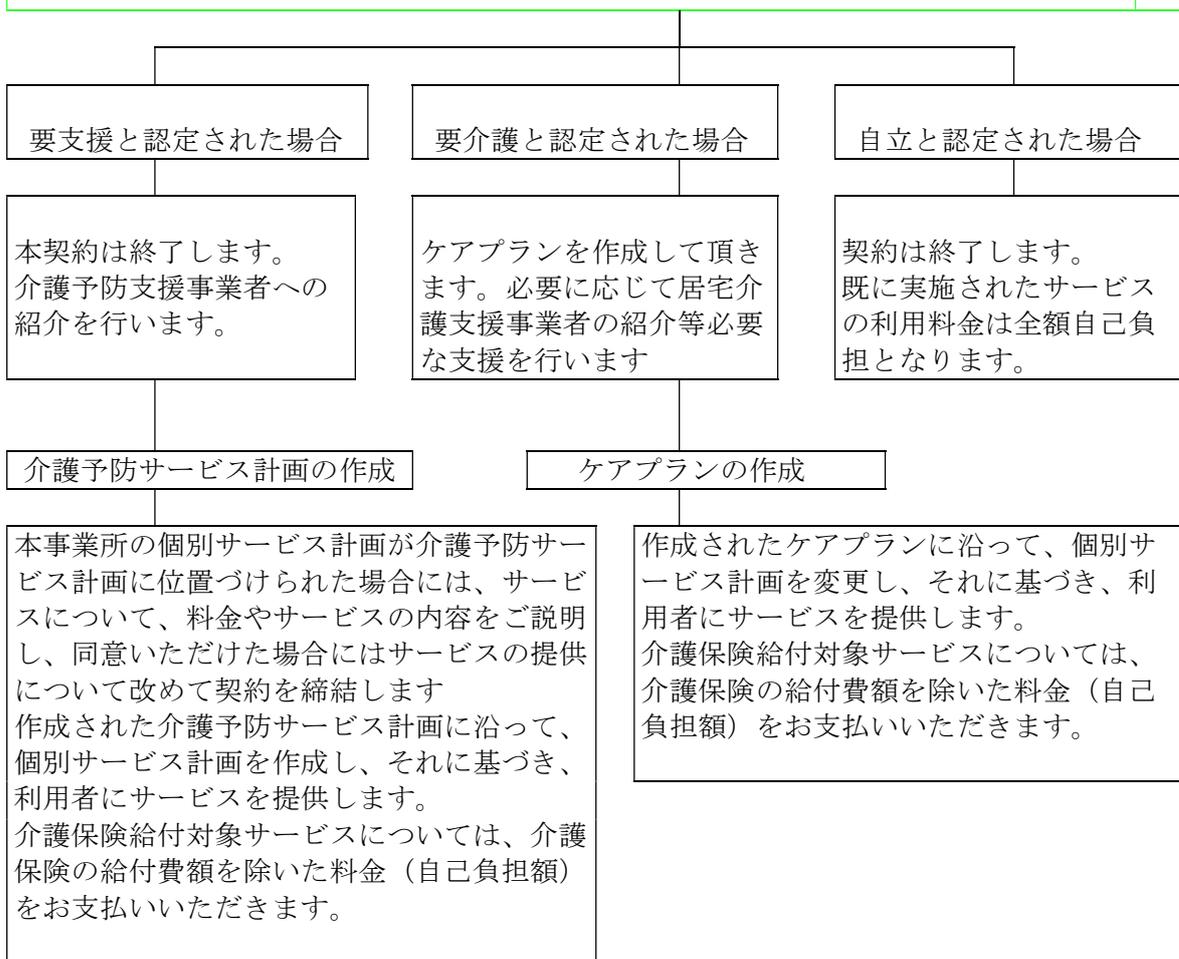
- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払いー契約書第8条第1項参照)

ケアプランの作成

- 作成されたケアプランに沿って、短期入所介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払いー契約書第8条第1項参)



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

当事業所は利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命は身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス終了後5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 利用者へのサービス提供時において、利用者へに病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスの提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。このことは従業員が退職した後も適用されるものとします。ただし、利用者へに緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. サービス利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

サービス提供に支障を来す物品の持ち込みはできません。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条、第14条)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者へに自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者へに対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者へに希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	国民健康保険 勝浦病院
所在地	徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑13番地2
診療料	内科、外科、整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ちよがまる 歯科医院
所在地	徳島市大原町千代ヶ丸 7 3-1

6. 損害賠償について(契約書第 1 5 条、第 1 6 条参照)

当事業所において事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者へ故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から 6 ヶ月間ですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 1 8 条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者の要介護認定区分が、要支援 1 または要支援 2 となった場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1)利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 1 9 条、第 2 0 条)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができますその場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院された場合(一部解約はできません)
- ④利用者のケアプランが変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合(契約書第22条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスにかかわる条件はその効力を失います。

(4) 契約終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

別表1 料金表

1. 介護給付サービスによる料金(重要事項説明書4-(1))

下記の表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

別紙料金表参照

- ※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を掲載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します